

令和2年度

事業計画書

社会福祉法人
日野町社会福祉協議会

令和2年度 日野町社会福祉協議会事業計画

～基本理念～

住民の参加と自治に根ざした やさしさとぬくもりのある福祉のまち 日野
“困った時はお互いさま 支え合う 地域づくりを”

I. 基本方針

少子高齢化の進展や人口減少、核家族化や単身世帯の増加、地域におけるつながりの希薄化、深刻化する貧困問題など、暮らしの基盤である地域社会の状況が大きく変化する中、福祉ニーズはますます高まり、複雑・多様化しています。

これにより、公的な福祉サービスでは対応できない、あるいは、制度の谷間にある様々な福祉課題や生活課題が生じており、地域における助け合いや支え合いの再構築が求められるとともに、それらを解決するための取り組みやそれを地域で実行する人材の発掘が必要となっています。

このような社会状況の中、行政の「日野町地域福祉・健康づくり・食育計画」および「日野町高齢者福祉計画・介護保険事業計画（第7期）」との連携を図りながら、日野町社会福祉協議会における「日野町地域福祉活動計画」（第3次プラン）に基づき、地域の福祉課題・生活課題を明らかにし、地域住民を始め、ボランティア、民生委員・児童委員や福祉協力員、字福社会、地区社協、福祉関係団体、行政などと連携・協働しながら、「困った時はお互いさま」と助け合い、支え合いながら、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる地域づくりの実現に向けて取り組みを進めていきます。

令和2年度は、日野町地域福祉活動計画（第3次プラン）の最終年度になります。活動計画の進捗管理を行いながら新たな計画策定に取り組んでいきます。

Ⅱ. 令和2年度の重点推進事項

1. 地域支え合い活動の支援

社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、「支える側」「支えられる側」というこれまでの関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、互いに助け合いながら暮らしていくことのできる「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりが求められています。

日野町社会福祉協議会では、宇福社会や地区社協などの身近な地域を単位とした地域福祉活動を進めており、自治会では、福祉のまちづくりのリーダーである福祉協力員を配置いただき、自治会の役員や民生委員・児童委員等の福祉関係者との連携を図りながら、それぞれの地域でサロン等のふれあい・交流活動や見守り・支え合い活動などに取り組んでいただいています。これらの活動を通して、地域における生活課題などを住民とともに考え支援するとともに、地域の支え合い活動を推進する生活支援コーディネーター（コミュニティワーカー）を引き続き配置します。

2. 生活困窮者自立相談支援事業の充実

生活困窮者自立支援制度は、平成27年4月に創設され、これまで縦割りの制度で対応できなかった複合的な課題を抱える生活困窮者に対して、包括的な支援を行うもので、専門の支援員が相談者に寄り添いながら、他の専門機関と連携して、解決に向けた支援を行います。日野町社会福祉協議会では、生活困窮者自立支援法に係る自立相談支援事業を滋賀県から受託、相談窓口を開設し、社会的な孤立・孤独から起因する新たな福祉課題、経済的な理由による生活困窮者の相談を受け、就労や社会的自立に向け、一人ひとりの状況に応じてきめ細やかな相談支援のネットワークづくりに努め、包括的・継続的な支援を行います。

3. 在宅介護支援事業の適切な事業運営

介護保険事業や障害者総合支援事業などの在宅介護支援事業においては、適切な事業運営に努め、利用者本位で信頼される質の高い福祉サービスを実施します。また、介護保険制度の改正により、2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、日常生活圏域において住まい・医療・介護・介護予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築が求められています。そのためにも、地域支援事業において設置される生活支援コーディネーターを始め、地域包括支援センターや行政と連携しながら、地域の特性を活かした地域福祉活動の取り組みを進めるとともに、要支援者・要介護者の有する能力に応じて自立した日常生活を営むことを支援することも重要とされていることから、介護予防や訪問介護や居宅介護支援事業の充実に努めます。また、介護職の人材不足が社会問題となる中、職場内における人材育成に努め、職員の定着を図ります。

4. 地域福祉を推進するための社協基盤の強化

社会福祉法人制度の見直しにより、社会福祉協議会として今まで以上にガバナンスの強化や透明性の確保、公益的な取り組みを行うなど、より一層の自覚をもった対応が求められています。社会福祉協議会の高い公益性に照らし、運営の透明性を確保するとともに、利用料や補助金・委託料の確保に努め、予算の効果的・効率的な執行とあわせて、職員意識の向上を図ります。さらには、OJTを始めとした職員研修の充実ににより、住民目線と公益的使命を有した職員の育成を図り、将来を見据えた人材育成の取り組みを進めます。

Ⅲ. 事業計画

1. 法人運営事業

(1) 会務の運営

会務の円滑な運営を図るための事業を行う。

- ① 理事会および評議員会の開催
- ② 監事による業務執行状況、財産の状況、会計監査
- ③ 福祉関係機関との連携の強化
- ④ 社会福祉法人会計基準（平成 28 年厚生労働省令第 79 号）の円滑な運営

(2) 職員の研修と人材育成

職員研修の実施と人材育成に努める。

- ① 職員（嘱託・パート・登録職員等を含む）に対する研修の実施と福祉関係機関、団体主催の研修会への参加
- ② 職員の事業における資質の向上および仕事への研鑽
- ③ 働きやすく、魅力ある職場づくりに向けた働き方改革への対応

(3) 研究ならびに情報の収集および提供

地域福祉活動や住民参加のあり方等の研究を実施し、社会福祉協議会の運営事業の発展、充実を図る。

- ① 地域福祉活動推進のための情報収集と提供
- ② 認知症予防の検討
- ③ 介護予防事業の検討

(4) 地域福祉権利擁護事業

認知症高齢者や知的障害者、精神障害者など判断能力の不十分な方が、安心して暮らしていけるよう、本人の意思決定にもとづき、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理を行う。

(5) 広報啓発活動

広報活動を通じて、業務の周知と啓発活動に努める。

- ① 広報「福祉ひの」の発行〔年 5 回発行〕

② ホームページの有効活用

(6) 福祉活動関係団体等への支援

福祉活動関係団体等への適正な支援を行う。

① 福祉活動関係団体への支援と助成金の交付

② 敬老会実施に伴う助成金の交付

2. 地域福祉事業

(1) 地域福祉活動計画の着実な推進

計画期間の最終年度となる、日野町地域福祉活動計画（第3次プラン）の着実な推進を図るとともに進捗管理を行う。

また、新たな計画策定に取り組む。

(2) 福祉の学習事業

地域福祉に関する理解を深めることを目的とした各種研修会や学習会を開催し、地域福祉を支える人材の養成および地域の福祉力の向上を図る。

① 福祉協力員研修会の開催

② 地区社協、字福社会等研修会（ちいきふくし講座）の実施

(3) 住民参加による地域福祉事業

地区社協、字福社会などへの支援を行い、地域に根ざした福祉活動を展開する。

① 地区社協への支援

② 地区社協正副会長会議の開催

③ 字福社会への支援

④ ふれあいいきいきサロン活動への支援

⑤ 地区社協の子育てサロンへの支援

⑥ 「心ふれあう福祉のつどい」の開催支援

(4) 心配ごと相談事業

住民の日常生活における心配ごとの相談に応じ、適切な助言・指導を行い、地域住民の福祉の増進を図る。

- ① よろず相談事業〔毎週木曜日（第3木曜日・祝日を除く）・午前中〕
- ② 弁護士による法律相談事業〔毎月1回開設〕
- ③ 常設相談〔月～金（祝日除く）〕
- ④ 相談員の研修会・学習会の開催

(5) セーフティネット関係事業

既存の制度では対応しきれない制度の狭間の問題や、生活困窮等の新たな福祉課題に対応するため、住民が安心して生活していけるようセーフティネット機能の充実・強化を図る。

- ① 生活困窮者自立相談支援事業（滋賀県からの受託事業）
- ② 緊急用食料品等給付事業

(6) 地域生活支援事業

地域住民の生活を支えるための援助事業の推進。

- ① 在宅介護支援事業（ふれあい通所サロン、在宅介護者のつどい、ほっこりカフェ）の開催

3. ボランティアセンター事業

ボランティア活動への支援を行い、育成に努める。

- ① ボランティア講座、小・中学生ボランティア体験講座の開催
- ② ボランティア団体連絡協議会への支援
- ③ ボランティアグループへの助成
- ④ ボランティアの育成
- ⑤ 子育て活動への支援

「おもちゃ図書館」（月2回）の開催

（ボランティアグループ「かみふうせん」へ委託）

4. 生活福祉資金貸付事業（滋賀県社会福祉協議会から受託事業）

低所得世帯・障がい者世帯・高齢者世帯を対象として、無利子または低利で生活に必要な各種資金を貸し付けるとともに、世帯の自立に向けて支援を行います。

- ① 総合支援資金
- ② 福祉資金
- ③ 教育支援資金
- ④ 不動産担保型生活資金

5. 善意銀行運営事業

善意銀行の周知と適正管理と運営に努める。

- ① 善意銀行の周知
- ② 善意銀行運営委員会の開催
- ③ 備品等の整備と貸出し
- ④ ひとり暮らし高齢者等への非常ベル・ブザー等の設置
- ⑤ 住宅災害見舞金の支給

6. 勤労福祉会館管理受託委託事業

平成28年度から令和2年度までの5年間、当協議会が日野町勤労福祉会館の指定管理者に引き続き指定された。指定管理者として、適正な管理運営と貸館のPRに努める。また、継続して指定管理を受託できるよう準備する。

- ① 住民から信頼される適切できめ細かな運営管理
- ② 貸館利用のPR

7. 共同募金配分金事業

日野町共同募金委員会の助成配分を受け、地域福祉事業を行う。

- ① 高齢者福祉活動（敬老訪問、百歳祝、ひとり暮らし高齢者防火

訪問)

- ② 障がい者（児）福祉活動（障がい児学童クラブ助成）
- ③ 児童・青少年福祉活動（こどもの日の行事助成）
- ④ 住民全般福祉活動

（児童遊園地整備助成、福祉教育推進校活動助成、サロン活動助成、地区社協配食サービス事業助成、こんにちは赤ちゃん訪問等）

8. その他の事業

（1）介護予防事業

町から委託を受け、高齢者に対し、認知症や要介護状態にならないための介護予防事業を提供する。このことにより、在宅高齢者に対し生きがいや健康づくりを進め、寝たきり予防のための知識の普及や啓発等により健やかで活力ある地域づくりを推進する。

- ① 日野町介護予防普及啓発事業（おたっしや教室）の開催
地域で介護予防教室を開き、転倒骨折予防に効果のある体操等
- ② 「おたっしや教室」継続開催支援（フォロー教室・フォローアップ教室）
「おたっしや教室」を既に開催した地域に対して、継続して介護予防に取り組めるよう支援を行う。
- ③ 日野町地域介護予防活動支援事業（運動指導サポーター養成講座）の開催
- ④ 認知症予防「脳いきいきゲーム」リーダー養成講座および「脳いきいき教室」の開催
- ⑤ 男性のための運動教室の開催
サロンやおたっしや教室等に参加の少ない男性をターゲットにした運動教室の開催

（2）地域支え合い事業

町から委託を受け、生活支援コーディネーターを配置し、地域（第

2層（公民館単位）における協議体の設置に向けた支援を図るとともに、町や地域包括支援センターと連携して、地域での支え合い活動を推進する。

また、東桜谷地区「おしゃべり会」の地域支え合い活動を引き続き支援するとともに、新たな地区での支え合い活動の推進に向けた働きかけに取り組む。

9. 介護保険事業

(1) 居宅介護支援事業（居宅介護支援サービスひだまり）

介護保険法令および日野町介護保険条例の趣旨に従い、要介護認定者等が可能な限りその居宅において、自立した生活を営むことができるよう、計画を立て支援を行う。

- 内 容 ・ 居宅サービス計画作成
- ・ 居宅サービス事業者との連絡調整
 - ・ サービス実施状況の把握、評価
 - ・ 利用者の状況把握
 - ・ 要介護（要支援）認定申請他、介護保険に関する手続きに対する協力、援助
 - ・ 給付管理
 - ・ 相談業務
 - ・ 苦情処理

(2) 訪問介護・訪問介護相当サービス事業（ホームヘルプステーションひだまり）

要介護認定者等が、居宅において自立した生活が営めるよう訪問介護員等が居宅に訪問し、訪問介護サービスおよび訪問介護相当サービスを行う。

- 内 容 ・ 身体介護（排泄介助、清拭、食事介助、入浴介助、おむつ交換、清拭、移乗、移動介助）

- ・ 生活援助（調理、洗濯、掃除、買い物、薬受け）
- ・ 通院等乗降介助（通院等のための乗車又は降車介助）
- ・ その他のサービス（介護相談、助言）

（３）地域密着型通所介護事業・通所介護相当サービス事業（デイサービス
ひだまり）

要介護認定者等が、自立した日常生活を営むことができるよう、通所介護において、食事・入浴・レクリエーション・創作活動等を行う。

- 内 容 ・ 入浴介護
- ・ 食事介護
 - ・ レクリエーション
 - ・ 健康チェック、生活相談
 - ・ 創作活動
 - ・ 送迎サービス

10. 障害者総合支援事業

（１）障害者（児）等居宅介護事業

障害者総合支援法に基づき町から支給決定を受けた身体、知的、精神の各障がい者（児）が、居宅において日常生活を営むことができるよう、訪問介護員等を派遣し、入浴等の介護、家事援助等必要なサービスを行う。

- 内 容 ・ 居宅介護（入浴、排泄、食事、衣類交換等の介護）
- ・ 同行援護（視覚障がい者等の外出時の移動介護）

11. 在宅生活支援事業

日常生活を営むのに支障がある在宅の高齢者、障がい者等が健全で安らかな生活を営めるように、日常生活に対する支援指導を行う。

① 障害者移動支援事業（町受託事業）

屋外で移動に制限のある障がい者等に対して、外出のための支援を行う。

② 福祉輸送事業

旅客自動車運送事業者の許可を受け、訪問介護員がケアプランに基づき、外出のための有償輸送を行う。

12. その他の事業等

町および県社協と連携した防災対策・災害援助に努める。

- ① 町と連携した防災対策や防災訓練を行う
- ② 地域と連携した防災対策を進める
- ③ 町および県社協と連携した災害援助

13. その他団体への支援

各福祉団体が果たすべき役割を支援するとともに、社協事業との協働により双方の活動の充実を図り、活動や運営へ適切な支援を行う。

① 民生委員児童委員協議会事務局

民生委員・児童委員、主任児童委員の活動が円滑に進むよう支援する。

② 日本赤十字社滋賀県支部日野町分区事務

日赤会費募集に関する事務および管理について支援する。

③ 日野町赤十字奉仕団活動

日野町赤十字奉仕団活動の推進について支援する。

④ 日野町共同募金委員会

日野町共同募金委員会の募金活動・事業運営について支援する。

ア 赤い羽根共同募金活動(10月1日～12月31日)

イ 歳末たすけあい募金活動(12月1日～12月31日)

ウ 歳末たすけあい募金配分事業

14. その他

その他、関係機関との連携と適正な事業の推進に努める。

- ① 日野町社会福祉施設等連絡協議会への協力
- ② 社会を明るくする運動の推進
- ③ 日野町福祉関係事業への協力
 - ・ 日野町地域医療・介護・福祉連携ネットワーク研究会（わたむきねっと）への参加
 - ・ 日野町地域ケア会議への参加